任意様式(豊田市火災予防条例第１３条関係)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | | 審査内容 | | | 適・否 |
| 外　　　　　　　　箱 | 材　料 | | | 鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものか。 | |  |
| 板　厚 | | | １．６ｍｍ（屋外用２．３ｍｍ）以上か。 | |  |
| 開口部  ※ | | | 防火設備が設けられているか。 | |  |
| 網入りガラスは不燃材料で固定されているか。 | |  |
| 固　定 | | | 床に容易かつ堅固に固定できる構造か。 | |  |
| 防　水 | | | 機器は外箱の底面から１０ｃｍ以上離して収納されているか。 | |  |
| 隙　間 | | | 直径１０ｍｍの丸棒が入る穴、隙間等はないか。 | |  |
| 外部露出設置可能機器 | （屋外用は、雨水防止措置） | | 各種表示灯 | カバーは難燃材料か。 |  |
| 配線用遮断器 | 金属製カバー付きか。 |  |
| スイッチ類 | 難燃材料か。 |  |
| 電　圧　計 | ヒューズ等に保護されているか。 |  |
| スイッチ類 | 難燃材料か。 |  |
| 電流計、周波数系、配線の引込み口及び引出し口並びに換気口及び換気設備以外の露出機器はないか。 | |  |
| 蓄電池  収納状況 | | | | 鉛蓄電池を収納する部分は耐酸性能を有する塗装が施されているか。 | |  |
| 蓄電池を収納する部分と他の部分は不燃材料で区画されているか。 | |  |
| 計器等  設置状況 | | | | 充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器が設けられているか。 | |  |
| 蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチが設けられているか。 | |  |
| 換気装置 | 自然換気口の開口部の面積の合計は、蓄電池を収納する部分は当該面の面積の３分の１以下、充電装置等を収納する部分は当該面の面積の３分の２以下か。 | | | | |  |
| 自然換気が十分に行えないものは、機械式換気設備が設置されているか。 | | | | |  |
| 換気口には、金網、金属製ガラリ、防火ダンパー等防火措置が講じられているか。 | | | | |  |
| その他 |  | | | | |  |

火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式蓄電池設備適合確認シート

※換気口又は換気設備の部分を除く。

備考　基準に適合している場合は「適」を、適合していない場合は「否」を適否欄に記入

すること。

確認者

住所

氏名